

令和5年第3回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第62号	令和4年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について	3
議案第63号	令和4年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第64号	令和4年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第65号	令和4年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第66号	令和4年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7
議案第67号	令和4年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	8
議案第68号	令和4年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第69号	令和4年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	10
議案第70号	令和4年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	11
議案第71号	令和4年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第72号	令和4年度三豊市病院事業会計決算認定について	13
議案第73号	令和5年度三豊市一般会計補正予算(第3号)	14
議案第74号	令和5年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	15
議案第75号	令和5年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)	16
議案第76号	令和5年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	17
議案第77号	令和5年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	18
議案第78号	令和5年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)	19
議案第79号	令和5年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	20
議案第80号	こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理について	21

議案番号	件名	ページ 番号
議案第81号	漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整理について	25
議案第82号	三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例及びたからだの里「環の湯」条例の一部改正について	27
議案第83号	三豊市詫間町水出運動公園条例の一部改正について	29
議案第84号	三豊市土地開発基金条例の廃止等について	31
議案第85号	三豊市土地開発公社の解散について	33
議案第86号	権利の放棄について	34
議案第87号	財産の取得について(三豊市情報システム機器)	35
議案第88号	財産の取得について(学校用地)	36

議案第 6 2 号

令和 4 年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度三豊市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 3 号

令和 4 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第64号

令和4年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 5 号

令和 4 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 66 号

令和 4 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 67 号

令和 4 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 68 号

令和 4 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 69 号

令和 4 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第70号

令和4年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 1 号

令和 4 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 2 号

令和 4 年度三豊市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 4 年度三豊市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 73 号

令和 5 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 4 号

令和 5 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 75 号

令和 5 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 76 号

令和 5 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 77 号

令和 5 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 78 号

令和 5 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 79 号

令和 5 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 80 号

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理について

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例の一部改正)

第1条 三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例（平成18年三豊市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2

号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(三豊市幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第4条 三豊市幼保連携型認定こども園条例（令和2年三豊市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整理について

漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市漁港管理条例の一部改正)

第1条 三豊市漁港管理条例（平成18年三豊市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年三豊市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の21の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

議案第 8 2 号

三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例及びたからだの里「環の湯」条例の一部改正について

三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例及びたからだの里「環の湯」条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例及びたからだの里「環の湯」条例の一部を改正する条例

(三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例の一部改正)

第1条 三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例（平成18年三豊市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号、第10条第1項第2号及び第12条第1項中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表（1）温泉利用料の表大人の項中「580」を「650」に改め、同表子供（5歳以上～12歳未満）の項中「290」を「320」に改め、同表身体障害者・70歳以上の項中「身体障害者・70歳以上」を「障がい者・70歳以上」に、「480」を「530」に改める。

(たからだの里「環の湯」条例の一部改正)

第2条 たからだの里「環の湯」条例（平成18年三豊市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号及び第12条第1項中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表1 温泉利用料の表一般の項中「480」を「520」に改め、同表高齢者（年齢70歳以上の者）の項中「390」を「420」に改め、同表子供（年齢12歳未満の者）の項中「290」を「320」に改め、同表障害者等（心身障害者等）の項中「障害者等（心身障害者等）」を「障がい者」に、「390」を「420」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

三豊市詫間町水出運動公園条例の一部改正について

三豊市詫間町水出運動公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市詫間町水出運動公園条例の一部を改正する条例

三豊市詫間町水出運動公園条例（平成18年三豊市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「三豊市詫間町松崎2810番地1、2824番地1」を「三豊市詫間町松崎2824番地1」に改め、同条第2項中「を構成する施設は、次に掲げるとおりとする」を「にグラウンドを置く」に改め、同項各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

（単位：円）

区分		単位	使用料
アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	500
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利目的、宣伝目的又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき	1時間	2,000
	上記以外のとき	1時間	1,000

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 2 市内団体（市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。）以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
- 4 照明施設を利用する場合は、1時間当たり1,000円の使用料を徴収するものとする。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第 84 号

三豊市土地開発基金条例の廃止等について

三豊市土地開発基金条例の廃止等に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市土地開発基金条例の廃止等に関する条例

(三豊市土地開発基金条例の廃止)

第1条 三豊市土地開発基金条例（平成18年三豊市条例第100号）は、廃止する。

(三豊市土地開発基金条例の一部改正)

第2条 三豊市土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1, 116, 235, 703円」を「332, 723, 843円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

三豊市土地開発公社の解散について

三豊市土地開発公社を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 86 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 権利の内容 市の三豊市土地開発公社に対する貸付金 988,670,000 円から、代物弁済として同公社から取得する土地の価格 187,077,755 円及び現金による弁済 15,592,245 円を控除した 786,000,000 円の債権
- 2 権利の相手方 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
 三豊市土地開発公社
 理事長 綾 章臣
- 3 権利放棄の理由 三豊市土地開発公社の解散に当たり、回収不能な債権を放棄するものである。

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 87 号

財産の取得について（三豊市情報システム機器）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 動産
- 2 取得する財産 三豊市情報システム機器
- 3 内 訳

動 産	数 量
ファイアウォール	6 台
センタースイッチ	2 台
支所センタースイッチ	7 台
ネットワーク機器	22 台
その他機器及び関連ソフトウェア	一式

- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 取得価格 84,700,000 円
- 6 契約の相手方 香川県観音寺市柞田町丁 93 番地 34
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 佐藤 直樹

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 88 号

財産の取得について（学校用地）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 財産の種類 | 土地 |
| 2 | 所在地 | 別紙のとおり |
| 3 | 地籍 | 別紙のとおり |
| 4 | 取得金額 | 144,830,863円 |

令和 5 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

別紙（議案第 88 号関係）

土地の所在地、地籍等

番号	土地の所在地	地番	地目	地籍（㎡）
1	三豊市豊中町笠田竹田字右京	393 番 1	田	1,282.23
2	三豊市豊中町笠田竹田字右京	393 番 2	田	300.67
3	三豊市豊中町笠田竹田字右京	394 番 1	田	1,136.20
4	三豊市豊中町笠田竹田字右京	394 番 2	田	379.50
5	三豊市豊中町笠田竹田字右京	403 番	田	1,564.91
6	三豊市豊中町笠田竹田字右京	404 番	田	1,603.43
7	三豊市豊中町笠田竹田字右京	425 番 1	田	667.72
8	三豊市豊中町笠田竹田字右京	425 番 2	田	286.32
9	三豊市豊中町笠田竹田字右京	425 番 3	田	167.28
10	三豊市豊中町笠田竹田字右京	427 番	田	1,560.38
11	三豊市豊中町笠田竹田字右京	426 番	田	1,049.07
12	三豊市豊中町笠田竹田字右京	428 番	田	1,537.51
13	三豊市豊中町笠田竹田字右京	429 番	田	1,564.03
14	三豊市豊中町笠田竹田字右京	444 番	田	1,536.42
15	三豊市豊中町笠田竹田字右京	440 番	田	1,515.10
16	三豊市豊中町笠田竹田字右京	445 番	田	1,532.50
17	三豊市豊中町笠田竹田字右京	446 番	田	1,052.33
18	三豊市豊中町笠田竹田字右京	447 番	田	1,255.65
19	三豊市豊中町笠田竹田字右京	503 番 26	用悪水路	45.56
20	三豊市豊中町笠田竹田字右京	503 番 19	用悪水路	90.45
合 計				20,127.26